**別紙３**

**介護保険施設 指定（許可）更新手続き　Ｑ＆Ａ**

|  |
| --- |
| 問１　指定（許可）更新制度とは何か？ |

（答）平成１８年度４月施行の改正介護保険法では、指定（許可）基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みとして、事業者指定（許可）に６年の有効期限が設けられました。

　　　これにより、事業者は、６年ごとに新規申請と同等の手続き（指定（許可）の更新申請）を行い、指定（許可）の基準を満たしているかどうかの審査を受けることとなりました。

　　　この場合、休止中の事業所や人員、設備及び運営に関する基準を満たしていない事業者については、指定（許可）の更新を受けることができないことになっています。

　　　また、過去に取消処分を受けるなど、不祥事を起こした事業者の運営する施設についても指定（許可）の更新を受けることができないことになっていますので、適切な運営をお願いします。

|  |
| --- |
| 問２　指定（許可）更新申請を行わなかった場合は、どうなるのか？ |

（答）指定（許可）の更新手続（更新申請）を行わなかった場合は、有効期間満了をもって指定（許可）の効力を失うこととなり、指定（許可）施設ではなくなるので、介護保険から報酬を受けられなくなります。

|  |
| --- |
| 問３　指定（許可）申請審査手数料を払わなかった場合は、どうなるのか？ |

（答）申請書は受理できませんので、申請書一式を返却いたします。

|  |
| --- |
| 問４　指定（許可）の更新を受けられない場合はあるか？ |

（答）指定（許可）の更新は、新規申請時の基準（介護保険法第９４条第３項等）を準用することとされており（同法第９４条の２第４項等）、この指定(許可)の基準を満たせない場合は、指定（許可）をしてはならないと規定されています。

　　　また、事業者や管理者が暴力団である、又は暴力団と密接な関わりを持っているなど、「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成２４年北九州市条例第５１号）第１１条の規定に該当する場合は、指定をすることができません。

　　　したがって、これらに該当すると認められる場合は、指定（許可）の更新を受けられません。

|  |
| --- |
| 問５　当介護老人保健施設では、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護を併設し、みなし指定で行っている。指定更新の手続きを行う必要があるか？ |

（答）みなし指定で行っている事業については、手続の必要はありません。介護老人保健施設の指定（許可）の更新を受ければ、みなし指定の事業についても更新がされたとみなされます。また、介護医療院についても同様です。

|  |
| --- |
| 問６　複数の事業所を経営している法人が、同一時期に更新申請を行う事業所が複数ある場合、定款、登記簿謄本、誓約書は、何部提出すればよいか？ |

（答）原本を１部と事業所数に応じたコピーをまず、準備してください。コピーには、その余白に原本を添付する予定の事業所名、事業所番号を必ず記載し、代表者名で原本証明をしてください。

　以上の準備をしてから、事業所ごとの更新申請書に各１部ずつ添付してください。

＜参考＞原本証明記載例

この写は原本と相違ありません

令和　　年　　月　　日

法人名

代表者役職・氏名

法人印

|  |
| --- |
| 問７　過去の運営について自己点検を行ったら、人員基準を満たしていない期間があることが判明した。どうしたらよいか？ |

（答）人員基準を満たしていない場合は、その実態に応じて介護報酬の返還等の対象となります。人員不足の実態とその期間、返還を要する報酬額等を自己点検した上で、当該点検書類を添えて介護保険課事業者支援係（電話：093-582-2771）に申し出てください。

　　　この自己点検の状況、報酬返還等の対応を勘案し、指定（許可）更新の可否を判断いたします。

|  |
| --- |
| 問８　自己点検を行ったら、現在、人員基準を満たしていないことが判明した。  　　どうしたらよいか？ |

（答）指定（許可）の基準を満たしていない施設は、指定（許可）の更新ができませんので、直ちに是正をした上で申請書類を作成、提出することになります。この場合、指定された提出日までに是正できない場合は、あらかじめ介護保険課施設サービス係（電話：093-582-2771）にご連絡してください。

　　　また、報酬を返還する必要がある場合は、問７を参照してください。

|  |
| --- |
| 問９　職員の資格者証について、旧姓が記載されている。そのまま提出してよいか？ |

（答）更新申請書に添付されている資格証について、旧姓が記載されている場合は、該当者が分かるよう、余白や裏面に新氏名を記載してください。法人による証明は不要です。

|  |
| --- |
| 問１０　社会福祉法人（市町村社会福祉協議会を含む。）の場合に法第７０条第２項各号等に該当しない旨の誓約書に記載する役員等の範囲はどこまでか？ |

（答）社会福祉協議会（社会福祉法人）の理事及び監事並びに各事業所の管理者を記載してください。

なお、「評議員」は意思決定機関ではないので、記載する必要はありません。